

東弁今昔物語 ～150周年を目指して～

第6回 星亨

司法改革総合センター幹事・東京弁護士会歴史研究会 長和 竜平 (72期)

1 明治10年、代言人の社会的地位の向上に大きく貢献した司法省附属代言人制度が成立し、この「特権的代言人」というべき地位に星亨が就任しました。

その生い立ちから波乱万丈です。星は、明治5年に大蔵省租税寮に出仕し、明治7年に条約改正準備大蔵省関係事項取調という名目で英国に派遣されましたが、法曹院ミドル・テンプルに入学して法律学を学び、日本人として初めてバリスター（法廷弁護士）の称号を得て、明治10年に帰国しました。

2 星は帰国後、大蔵卿の大隈重信に対し「英国にクイーンズカウンスル（Queen's Counsel）と称して女王の御抱の代言人というが如き者あり、我邦に於ては其様のものを置くを得べからざる歟」と建言し、賛同を得ます。

星は、英国のバリスターの地位が高いことを知っていたので、政府の権威を借りて社会的地位と信用を得ようと図り、あえてバリスターの名誉称号を利用して政府を口説き、政府はバリスター制度をよく知らないまま星にかつがれ、司法省附属代言人制度を発足させたのでした。

3 司法省は、明治10年12月24日に司法省附属代言人規程を公布しました。この附属代言人は、月俸100円の給付を受けて国の事件を担当するほか、通常の代言人と同様に民間事件も受けることが可能でした。つまり、国から月俸支給があるだけでなく、代言検査や免許料の負担もない特権的なもので、司法制度上の必要性に乏しく、星個人のために作られたものといってよいでしょう。

4 星は、司法省附属代言人として開業し、新聞広告を出して自身を宣伝しました。官尊民卑の風潮が強かった当時の社会では、「司法省附属代言人」という肩書の威力は絶大で、星の名前はたちまち全国に広まりました。星は、官吏侮辱罪で逮捕されて禁固6

月に処せられたりしましたが、剛直な性格で闘争心に富み、法律知識を駆使して精緻な論理で相手方を徹底的に追及する手腕を発揮し、多くの有名事件に勝訴しました。そのため、世間は代言人の機能に対する認識を新たにし、その重要性を見直すに至ったといえます。

このように、司法省附属代言人制度は司法省の権威と星の個人的資質によって、代言人の社会的信用と地位の向上に貢献したのです。

5 反面、星はその特権的地位と相手方に対する容赦ない攻撃のため、既存の代言人層から強い反発を受けました。明治13年の東京代言人組合設立時にも、星の組合加入を拒否する動きが起こり、組合設立が紛糾するに至りました。

また、星の動きに刺激されたのか、無給でもよいから「司法省附属」の肩書を得たいと運動する者も現れました。結果、政府は規程を改正して、明治13年には目賀田種太郎、相馬永胤という2名の無給附属代言人を任命しました。しかし、この2名は目立った活動はしておらず、附属代言人の任命は星を含めた3人で終わり、明治14年2月には制度そのものが廃止されました。

6 附属代言人制度が廃止された後も、星は政府と交渉し、無検査で代言人の免許を得て活動を続けます。星は、「押し通る」と異名をとった強引な性格と智略を生かして附属代言人として築いた巨万の富を投じて、政治家へと転身、衆議院議員に当選し、駐米公使や逓信大臣等を歴任しましたが、明治34年、東京市会議長在任中に、東京市役所内で暗殺され、波乱の生涯を閉じました。



近世名士写真 其2（国立国会図書館ウェブサイトから転載）